

境港市建設工事等入札者心得

第1（目的）

競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札に参加するに当たり、境港市建設工事執行規則（平成24年境港市規則12号）及び境港市契約規則（平成22年境港市規則25号）その他法令等に定めるもののほか、この心得を遵守しなければならない。

第2（入札等）

- (1) 入札者は、設計書、図面、仕様書、現場等を熟覧のうえ工事費等（設計書、図面及び仕様書についての質疑及びこれに対する回答を含む。）の見積を行い、入札をしなければならない。
- (2) 入札者がいったん提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回することができない。
- (3) 第7の各号により入札が無効となった者又は第8の1～2号により失格となった者は、当該工事等に係る再度入札に参加することが出来ない。ただし、すべての入札者が第8の1～2号により失格となった場合は、この限りではない。
- (4) 設計書、図面及び仕様書等の閲覧若しくは貸出がされる場合に、閲覧若しくは貸出を受けなかった者又は現場説明を受けなかった者は、入札に参加することが出来ない。
- (5) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。代理人は入札者に常時雇用されているものとする。

第3（入札の辞退）

入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出なければならない。なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

- (1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を入札執行者に提出すること。なお、郵送する場合は、入札執行前までに到着させること。
- (2) 入札執行中にあっては、入札辞退届を、入札執行者に直接提出すること。

第4（公正な入札の確保）

- (1) 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札予定の価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 入札者は、入札執行前、入札執行中を問わず落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札者は、入札価格の積算資料については、開札日の翌日から1年間保管しておくこととし、内容については疑義が生じた場合は市の調査に協力しなければならない。

- (5) 代理人が入札する場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。代理人は入札者に常時雇用されているものとし、その人数は、一の入札者につき1人とする。

第5（入札会場の秩序保持等）

- (1) 入札者は、入札会場においては入札事務関係職員の指示に従わなければならない。
- (2) 入札執行者は、入札者が指示に従わない恐れがあると認められるとき、入札に関し不正若しくは妨害の行為をする恐れがあると認められるとき、又はこれらの行為をしたときは、当該入札者に対し、入札会場への入場を拒み、又は入札会場からの退場を命ずることができるとする。
- (3) 入札者は、入札時間を厳守しなければならない。
- (4) 第3の各号の入札辞退届又は境港市建設工事等郵便入札実施要領（令和5年4月20日施行）第7条第3項に規定する立会辞退届の提出なく入札を欠席した者は、入札棄権として入札を執行する。
- (5) 入札に参加する資格を有しない者の入札会場への入場を禁止する。ただし、傍聴を認める入札の場合を除く。
- (6) 入札者は、むやみに席を立ったり、大声を出したり、秩序を乱してはならない。

第6（工事費内訳書の添付）

入札者は、予定価格を事前公表している入札については、見積もった金額の内訳を記した内訳書を入札の際に添付しなければならない。

第7（入札の無効）

次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札保証金の納付を必要とする入札で、所定の日時までに入札保証金を納付しない者の入札
- (2) 郵便による入札（あらかじめ認めた場合を除く。）
- (3) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者の入札（郵便による入札を認めた場合を除く。）
- (4) 当該入札における2人以上の入札者の代理をした者（指名通知等を受けた入札者が他の入札者の代理をする場合を含む。）の入札
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (6) 記名押印のない入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 金額数字の不鮮明な入札
- (9) 入札書が誤字、脱字などで意思表示が不明瞭なとき
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

第8（入札の失格）

次の各号の一に該当したものは、失格とする。

- (1) 最低制限価格を設定した場合において、最低制限価格を下回る価格で入札をした者
- (2) 予定価格を事前公表した場合において、予定価格を上回る価格で入札をした者
- (3) 再度の入札において、前回の入札の最低価格（最低制限価格未満の入札を除く。）を上回る価格で入札をした者

第9（落札決定後の手続）

- (1) 落札者が免税業者である場合、所定の様式による消費税等に係る届出書を提出しなければならない。
- (2) 落札者は、契約書に記名押印するとともに、境港市契約規則第26条に規定するいずれかの保証（建設工事においては、市が定める建設工事請負契約書第4条に規定するいずれかの保証）を付し、境港市契約規則第13条に規定する期日（建設工事においては、境港市建設工事執行規則第5条に規定する期日）までに契約を締結しなければならない。
- (3) 落札者は、前2号の期間内に契約を締結しないときは、その者の落札はその効力を失う。

第10（異議の申立て）

入札者は、入札後この心得、設計書、図面、仕様書その他入札毎に、あらかじめ示した契約条件等についての不明を理由として、異議を申し立てることは出来ない。

（施行期日）

- この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年7月1日から施行する。
- この規程は、平成25年9月17日から施行する。
- この規程は、令和元年10月1日から施行する。
- この規程は、令和5年4月20日から施行する。
- この規程は、令和6年4月15日から施行する。